

明日を求め事業者と共に挑戦する商工会 HP <https://yuzawakomati.com>



商工
YUZAWA
KOMACHI

ゆざわ小町

2022.9

第52号

発行所	本所	〒012-0105	湯沢市川連町字平城下23-2	TEL 42-2163	FAX 42-4843
ゆざわ小町商工会	雄勝支所	〒019-0204	湯沢市横堀字小田中5-2	TEL 52-3137	FAX 52-4511
	皆瀬支所	〒012-0183	湯沢市皆瀬字沢梨台51	TEL 58-4300	FAX 58-4301

商工会成長プラン'22-26の推進に向けて

市議会議員との意見交換会開催

7月22日(金)湯沢グランドホテルにおいて管内選出の市議会議員との意見交換会を開催しました。佐藤会長から市議会議員の皆さまにはこの機会を通じて商工会の役割についてご理解頂き、地域の課題解決のためにご支援願いたいとの挨拶がありました。



事務局より管内事業者の現状と商工会業務内容について説明を行った後、各部会の代表から国道398号線冬期閉鎖期間短縮等観光ルート整備促進や湯沢市クーポン券発行団体等支援事業の継続といった意見要望が出されました。商工会ではこれからも市議会議員を始め関係団体の皆さまからのご理解・ご協力を得ながら、商工会成長プラン'22-26の推進に取り組んでまいります。



評価結果は「概ね順調」

商工会創生プラン(H29~R3)アクションプログラム

10年先のあるべき姿と商工会活動の具体化に向け、5つの戦略(①個社支援・②職員育成・③組織・④支援機能・⑤財政)、及び、8施策25事業に取り組んでまいりました。5年間の取組評価概要を、以下のとおり報告します。詳細は「商工会ホームページ」をご覧ください。

戦略評価：5戦略

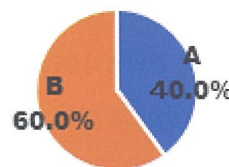
A(順調) 2戦略

B(概ね順調) 3戦略

C(一部未達成) - 戦略

「プロ集団の商工会(職員育成)」と「環境変化に強い商工会(財政強化)」がA評価、3つがB評価であり、概ね順調に進めることができました。

直面する新型コロナ対策支援と、ポストコロナを見据えた経営課題解決に向けた個社支援を積極的に推進したことが、新規加入と組織率改善につながり、更には安定した商工会運営を維持するための自己財源確保に結び付けることができました。



施策評価：8施策

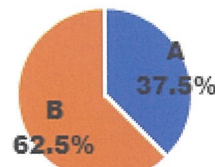
A(順調) 3施策

B(概ね順調) 5施策

C(一部未達成) - 施策

C評価が解消され、A評価3施策・B評価5施策となり、概ね計画通りに進めることができました。

特に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の事業継続と再構築支援の実施」では、コロナ支援施策の積極的支援やチームによる課題解決支援、巡回ガイドラインに基づいた伴走型個社支援、ICT導入支援に取り組みました。



事業評価：25事業

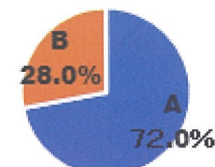
A(順調) 18事業

B(概ね順調) 7事業

C(一部未達成) - 事業

C評価が解消され、A評価72%、B評価28%となり、概ね計画通りに進めることができました。

特に、巡回相談の質的向上を図るために、チーム支援による個社支援が定着してきており、情報の共有と解決に向けたカンファレンス、更には解決提案や実行支援を通じて、支援スキルと質の向上に繋げることができました。



「生活応援商品券2022」の取扱加盟店募集！

湯沢市で配布する「生活応援商品券2022」の取扱店を募集しています（登録料、換金手数料とも一切かかりません）。同商品券は登録加盟店でのみ使用可能となります。新規に登録をご希望の方は、商工会本支所までお問い合わせください。

※前回取扱加盟店登録をしている事業所は改めて登録する必要はありません。



加盟店に登録できる方	湯沢市内に事業所または店舗を有する事業者
配布数	市民1人：1セット（500円×10枚綴）
利用期間	令和5年1月31日（火）まで

各種補助金情報

ポストコロナに向けた販路開拓や新分野展開など、事業者の様々な取り組みを支援する補助金制度が設けられています。商工会では経営計画の作成等申請に係る支援を実施しています。詳しくは本支所までお問い合わせください。

※申請書類の作成には時間を要しますので、それぞれ締切の2週間前までにご相談ください。

制度名	対象となる取組例	補助額	補助率	申請期限
事業再構築補助金 (通常枠)	新分野展開・事業転換・業態転換又は事業再編等のための建物の建設費・改修費、機械装置の購入・製作、技術導入等	100万円～ 上限6,000万円	2/3	第7回：9月30日 今後も公募実施予定
持続化補助金 (一般型)	販路拡大・売上向上のための新設備導入、広告宣伝、HP開設、店舗改装、看板設置等	上限50万円	2/3	第9回：9月20日 第10回：12月上旬 第11回：R5年2月下旬
ものづくり補助金	経営革新のための新商品や試作品の開発、新たな生産ラインの導入、設備投資等	100万円～ 上限1,000万円	1/2～ 2/3	第12回：10月以降の予定
IT導入補助金 (通常枠)	生産性向上や事務部門の効率化のためのIT導入等	30万円～ 上限450万円	1/2	第6次：10月3日（予定）
建設DX加速化事業 費補助金	3次元設計ソフトウェアやICT施工を可能にする後付け機器等	上限150万円	2/3	R5年1月31日

雇用保険料率が変わります

令和4年10月1日から雇用保険料率が事業主負担分、労働者負担分とも以下の通り変更になります。

令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業者の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保健料率のみ)	② 労働主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保健料率	雇用保険二事業 の保健料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



労働保険の手続きがよく分からない…という方は商工会で事務委託を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。



令和5年10月からインボイス制度が始まります！

Q インボイス制度ってうちにも関係ある？

A ほとんどすべての事業者に影響があります。業種による違いはありません。

免税業者の方必見！

現在、免税事業者である場合、令和5年10月より課税事業者になりインボイス発行事業者となるか、免税事業者のままでいるのかを選択しなければなりません。

インボイスを発行できる・できないによって以下のことが考えられます。

また、課税事業者となった場合の消費税納税額がどのくらいになるのか試算することができます。

インボイスで何がかわる？
> 免税事業者① 課税か免税かの判断

① 取引先との関係
 取引先やお客様のほとんどが一般の消費者なら、インボイスを発行しないデメリットは少ないと考えられますが、課税事業者である企業や個人事業主が取引先やお客様となる場合には、インボイスの発行を求められる可能性があります。
 また、これまで免税事業者かどうかは相手には分かりませんでした。インボイス導入後はインボイス発行の有無で免税事業者かどうかわかります。

② 売上高の減少
 登録事業者とならない場合は、取引先から消費税分をもらえなくなったり、取引先との関係が縮小または廃止などになり、売上が下がる可能性があります。ただし、主な販売先が一般消費者であればリスクは低いと想定されます。

③ 消費税の納税額
 課税事業者になった場合の納税額は、決算書から試算できます。

● 本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110} - \left(\text{売上原価} + \text{送料} + \text{社会保険料} + \text{役員報酬} + \text{租税公課等} \right) \times \frac{10}{110}$$

※ 食品品販売等で軽減税率8%の事業者は、*の数値が8/108となります。

● 簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110} \times \left(1 - \text{みなし仕入率} \right)$$

※ 食品品販売等で軽減税率8%の事業者は、*が8/108となります。
 ※ みなし仕入率：卸売業：90%、小売業：80%、製造業・建設業等：70%、飲食業等：60%、サービス業：50%、不動産業：40%

課税事業者となるか、免税事業者のままでいるかの判断基準は右ページの3点です。



インボイス制度セミナーを開催します！（10月開催予定）

事業者が準備すべき事項等をわかりやすくご説明いたします。皆様が疑問に思っていることを相談できる個別相談会も同日行います。この機会にどうぞご参加ください。

※詳細については、後日送付されるチラシをご覧ください。

ホームページへの事業所登録について

商工会では、事業者間取引を推進し需要の開拓に繋げることを目的にホームページに会員事業所紹介ページを設けています。自社ホームページが無い場合も登録可能です。是非ご活用ください。また、商工会員限定で無料ホームページ作成サービス「Goope（グーペ）」をご利用いただけます。簡単な操作で見栄えの良いホームページを作成することが可能です。

導入を希望される方は商工会本支所までお問い合わせください。

セミナー開催のお知らせ

商工会では下記の通り「創業・第二創業セミナー」並びに「ICT導入計画策定セミナー」を開催いたします。この機会を是非ご活用ください。創業・第二創業セミナー詳細については同封の開催案内を、ICT導入計画策定セミナー詳細につきましては、後日発送予定の開催案内をそれぞれご参照ください。

創業・第二創業セミナー

新たな視点で新規事業を立ち上げるための創業、第二創業について

（株）小室経営コンサルタント 代表 小室 秀幸氏

第1回 10月15日(土) 第2回 10月22日(土)

ICT導入計画策定セミナー

HP、ECサイトの構築について

シナジー 代表 佐々木 淳氏

第1回 11月9日(水) 第2回 11月16日(水)

新規加入者紹介 (R4/4/16~R4/7/13)

No.	事業所名	代表者名	業種	地区	No.	事業所名	代表者名	業種	地区
1		沓澤 常広	木工業	稲川/久保	7	皆瀬物産協会	高橋 吉英	物産協会(定款)	皆瀬
2	佐宗漆器	佐藤 完治	漆器製造業	稲川/大館	8	阿部始漆器店	阿部 均	漆器製造業	稲川/大館
3	古関吉五郎商店	古関 一衛	漆器製造業	稲川/大館	9	美容室わら美	加藤 栄子	美容業	稲川/大館
4	高政漆器	高橋 政雄	漆塗師	稲川/久保	10	秋田屋	藤原 祥太	建設業	稲川/三梨
5		沓澤 明	漆塗師	稲川/久保	11	遠藤木工	遠藤 孝	塗装工事業	稲川/野村
6	和道工業	佐々木大来	建設業	皆瀬	12	エムアンドイーサイン	鈴木 雅司	看板業	特別会員

会員加入運動推進中!

ご近隣や同業者に商工会未加入の事業者様またはこれから事業を始める方がおりましたらぜひご紹介ください。



商工貯蓄共済にご加入の皆様へ

商工貯蓄共済は積立金の範囲内で一部払出すことが可能です。下記の期日でお取り扱いします。

令和4年9月～令和4年10月までの「一部払出」日程

		一部払出書締切日	送金日
9月	1回目	9月16日(金)	9月26日(月)
10月	1回目	10月7日(金)	10月14日(金)
	2回目	10月21日(金)	10月28日(金)

生命保障と貯蓄の「商工貯蓄共済」、ケガと病気を補償「会員福祉共済」にご加入ください。



商工会費納入のおねがい

第2期分の納期：10月31日(月)

自動振替日：10月25日(火)

- ・商工会(本所・支所)窓口へご持参ください。
- ・ご連絡いただければ職員が集金にお伺いします。



- 働き方改革の何から手を付けていいかわからない
- 人手不足を解消したい
- 雇用関係の助成金を活用したい

働き方改革に関するご相談に、社会保険労務士が無料で対応します!

秋田働き方改革推進支援センターにご連絡ください

フリーダイヤル 0120-695-783 (または018-863-5335:有料)
〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F
support@hatarakikata.akita.jp



電話・メール・来所での相談をお待ちしております。平日9時～17時

県南地区で出張相談会を開催しています! (無料・事前予約制)

会場：平鹿地域振興局庁舎内会議室 横手市旭川一丁目3番41号
日時：10月7日、12月2日、2月3日 13:30～16:30

地域密着!! がんばる秋田の企業を応援します。

地震に備える3つの共済

- ・休業対応応援共済
- ・地震危険補償共済
- ・地震危険補償特約

<火災共済契約に付帯する特約>



お申込みは 秋田県火災共済協同組合 秋田県火災共済協同組合



- 資金繰り
- 経営相談
- 創業相談 など
- 経営に関する『お悩み』
- ご相談ください!

『頑張る中小企業を応援します!』

秋田県信用保証協会

<横手・湯沢支所>
〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL: 0182-32-2361
URL: https://www.cgc-akita.or.jp